

市内障害福祉サービス事業所
運営法人代表者 様
施設長・管理者 様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進事業の実施について（通知）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から横浜市障害福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）は、障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設され、横浜市内でも約 9 割弱の事業所がこの加算を取得していますが、約 1 割強の事業所では、取得していない状況です。

つきましては、処遇改善加算の取得促進を行うため、公益財団法人介護労働安定センターに委託し、セミナーの開催（オンライン）及び個別相談を実施します。

セミナーは、「処遇改善加算取得マニュアル」に沿った解説動画となっており、申込者へ Web システムで配信しますので、配信期間中はいつでも視聴できます。ぜひお申し込みの上、御覧ください。

また、個別相談は、法人内で処遇改善加算を取得している事業所がない法人（事業者）を中心に委託先から電話をさせていただくことがありますので、御承知おきください。

1 事業内容

(1) セミナーの開催（無料）

Web システムで「処遇改善加算取得マニュアル」の解説動画を配信します。

マニュアルに沿って講師（社会保険労務士）が音声解説します。

新規取得を検討されている方など、どなたでも好きな時間に視聴することができますので、ぜひ御覧ください。

【視聴期間】令和 8 年 9 月 7 日～令和 9 年 3 月 31 日 17 時まで

【申込方法】添付の案内チラシをお読みいただき、委託先（介護労働安定センター）宛てにメールでお申し込みください。

(2) 個別相談（無料、先着順）

相談を希望される場合は、委託先（介護労働安定センター）にお問い合わせください。社会保険労務士が訪問等により相談をお受けします。

なお、下記連絡対象に該当する法人（事業者）を優先して、委託先から電話にて個別相談の御案内をいたします。

ア 個別相談の対象

横浜市内に事業所がある事業者のうち、個別相談を希望する者

イ 委託先からの連絡対象

事業者内で処遇改善加算を取得している事業所が1か所もない事業者

ウ 個別相談を希望する場合の連絡先

公益財団法人 介護労働安定センター神奈川支部

TEL：045-212-0015 FAX：045-212-0016

E-mail：kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp

添付の無料個別相談申込書に必要事項を記入の上、FAX もしくは E-mail にて御連絡ください。

エ 注意事項

個別相談の対応件数には限りがあるため、先着順となりますので、希望が多数の場合はお断りすることがあります。

(3) 状況調査

委託先から電話にて調査します。

ア 調査対象

事業者内で処遇改善加算を取得している事業所が1か所もない事業者

イ 調査内容

処遇改善加算の取得に関して、未取得理由等をお聞きします。

2 委託先

公益財団法人 介護労働安定センター神奈川支部

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F

TEL.045-212-0015 FAX.045-212-0016

担 当：健康福祉局障害施策推進課

指定・システム担当 TEL.045-671-3601

E-mail：kf-syositei@city.yokohama.lg.jp